

※ 市で食品等の物品を測定する際の持ち込みに関する注意事項

受付場所 遠野市役所本庁舎2階 環境課（遠野市中央通り9番1号）

予約・問合せ先 62-2111（内線562）

- 1 市内で生産・採取したもので、自家消費用に限り受付します。
販売目的の物品の測定については、受付しません。
出荷制限のあるものは測定しません。【野生キノコ、コシアブラ、原木シイタケ(一部出荷制限解除)】
- 2 井戸水などの水の測定の場合は、市で専用の容器を準備しています。
水の持ち込みに飲料水のペットボトルなどを使用されますと、誤測定の原因となります。
専用の容器を貸出しますので、環境課までお越しください。
- 3 測定に必要な量は、1リットル(牛乳パック1本分)又は1kg以上です。
測定容器にすき間なく詰め込んでの測定となります。量が少ない場合、誤差が生じる場合があります。
- 4 測定物持込みの事前準備（持ち込む前に、ご自宅で行ってください）
 - ①土などをきれいに取り除きます。(食品の場合、実際に食べる部分のみにします)
 - ②5ミリ角にきざみます。
- 5 準備ができましたら、環境課までお持ちください。
- 6 測定終了後、結果報告書をお渡しし、測定物をお返しします。
測定が終わったものについては、ご依頼者のお持ち帰りとなりますのでよろしくお願いいたします。
測定が終わっても、再検査や精密検査で物品をお預かりする場合があります。(その場合は終了後、市で処分します。)